

# 多面的機能支払交付金制度 の経緯と今後の方向

令和4年2月2日

全国水土里ネット会長会議顧問

参議院議員      しん   どう   かね   ひ   こ  
進   藤   金   日子

# 1. 農地・水・環境保全向上対策の概要（H19年度：303億円）

【農地・水・環境保全向上対策 303（0）億円】

## 対策のポイント

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援する交付金を創設します。

（交付金の支払いの対象となる活動の例）

- ・水路や農道の機能診断、予防保全対策を行うなど、農業用施設を長寿命化する活動
- ・棚田の石垣積みなど、農村景観を保全・形成する活動
- ・水田の冬期たん水による渡り鳥のえさ場の確保など、農村自然環境を保全・再生する活動
- ・化学肥料や化学合成農薬の大幅低減など、環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動

## 政策目標

効果の高い地域共同の取組を5年で拠点的実施から全国展開へ全国でモデル的に実施（18年度）→農振農用地の概ね半分で実施（23年度）

## <内容>

### 1. 効果の高い共同活動への支援

社会共通資本である農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い活動を実施する地域を支援します。【定額】

【共同活動支援交付金 25,588（0）百万円】

### 2. 営農活動への支援

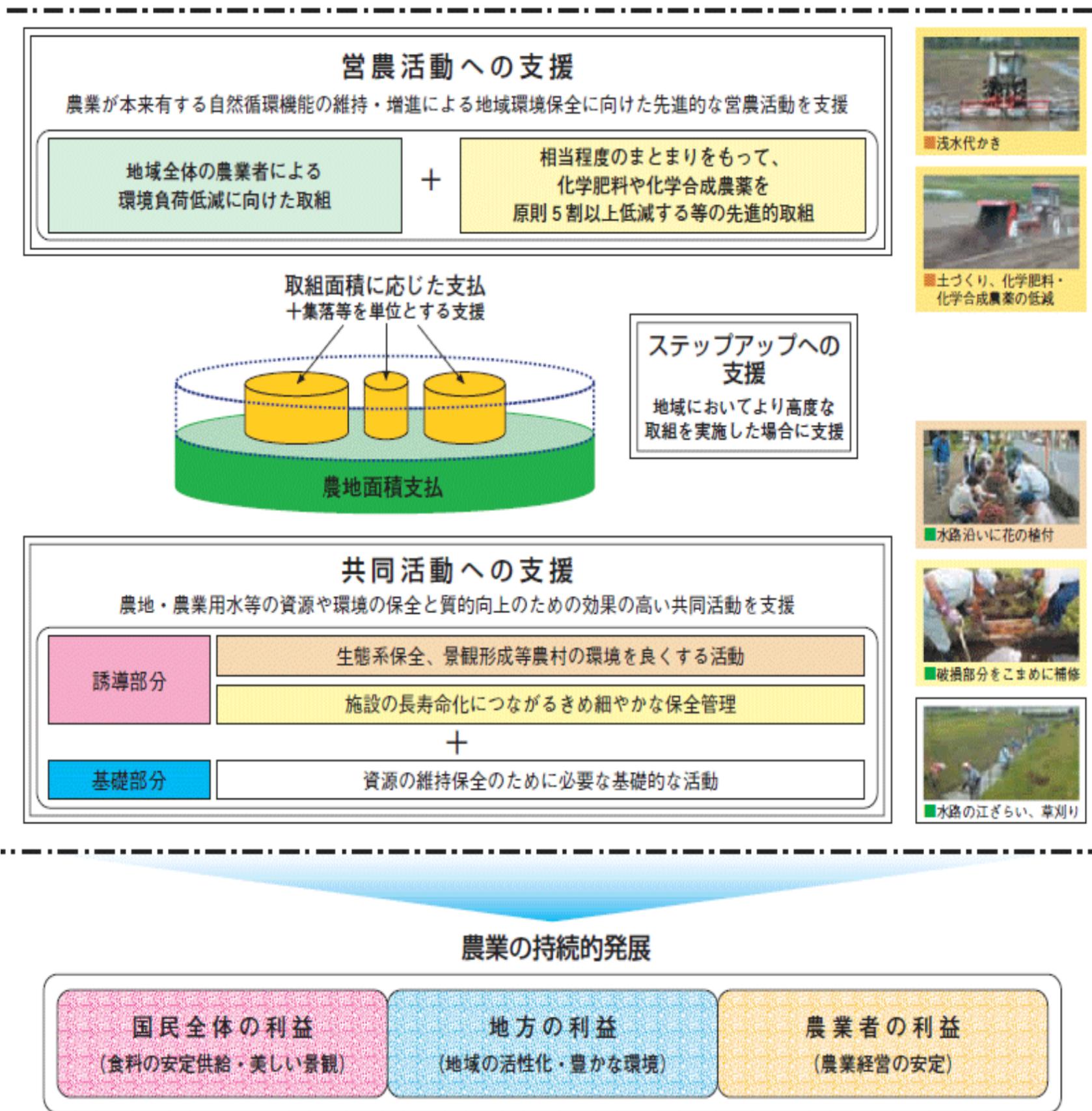
化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援します。【定額】

【営農活動支援交付金 2,986（0）百万円】

### 3. 対策の定着に向けた支援の適正かつ円滑な実施の確立

本対策の定着に向けて、地域協議会及び地方公共団体が実施する推進事務等の適正かつ円滑な実施を確立します。【定額】

【農地・水・環境保全向上活動推進交付金 1,712（0）百万円】



資料：農林水産省作成。

## 2. 農地・水保全管理支払交付金（H23年度：285億円）

### 対策のポイント

- ・農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落に対して直接交付します。
- ・日常の管理に加え、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー（補修・更新）を拡充し、対策に取り組む集落を追加的に支援します。

### <背景/課題>

- ・農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難となっており、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、個々の農家では対応困難なそれらの保全管理の取組について下支えする必要があります。
- ・これまで農地・水・環境保全向上対策等により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきましたが、農業用排水路等の老朽化が進む中、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修等を行う仕組みの構築が必要です。

### 政策目標

地域の共同活動により機能維持してきた農業用施設（農業用排水路28万km、農道16万km）を長寿命化し、安定した食料供給に貢献

### <主な内容>

1. 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動への支援  
農地・農業用水等の資源について、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの「農地、水路等の資源の日常の管理」と、水質保全、生態系保全などの「農村環境の向上に資する活動」を支援します。

共同活動支援交付金【所要額】22,712(22,697)百万円  
補助率：定額（単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等）  
事業実施主体：地域協議会

2. 施設の長寿命化のための活動への支援

個々の農家での対応が困難なことから、現行の農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の実施によりこれまで地域共同で行ってきた資源の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う集落を直接交付により支援します。

向上活動支援交付金 4,740(0)百万円  
補助率：定額（単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等）  
事業実施主体：集落（活動組織）

（活動組織とは）

共同活動支援交付金の交付対象となる組織のことです。

3. 農地・水保全管理支払の推進

農地・水保全管理支払の定着に向けて、現場における事業の推進や履行確認など、地方公共団体等による集落への支援体制を構築します。

農地・水保全管理支払推進交付金 1,046(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体、地域協議会

### 農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

#### 現状

- 農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
- 国民の環境に対する意識の高まり
- 農業用排水路等の施設の老朽化

#### 課題

- 集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
- 自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要
- 農地・農業用水等の資源の長寿命化のための補修等を行う仕組みが必要

### 農地・農業用水等の資源や環境の保全に向けた取組の推進

#### 農地・水保全管理支払交付金

- 農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落に対して直接交付。
- 日常の管理に加え、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー（補修・更新）を追加し、対策に取り組む集落を追加的に支援。

共同活動支援交付金【非公共】  
22,712(22,697)百万円

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- ・ 活動組織が地域共同で行う農地、水路等の資源の日常の管理と農村環境の向上に資する活動を支援



水路の泥上げ

単価： 都府県の水田 4,400円/10a  
(うち国の支援額2,200円/10a) 等



農道脇への花の植栽

向上活動支援交付金【非公共】～新規～  
4,740(0)百万円

- ・ 集落を農地・農業用水等の資源の保全管理活動を行う主体として位置付け
- ・ 水路、農道路肩、ため池の補修や、農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援



水路の補修・更新

単価： 都府県の水田 4,400円/10a  
(うち国の支援額2,200円/10a) 等



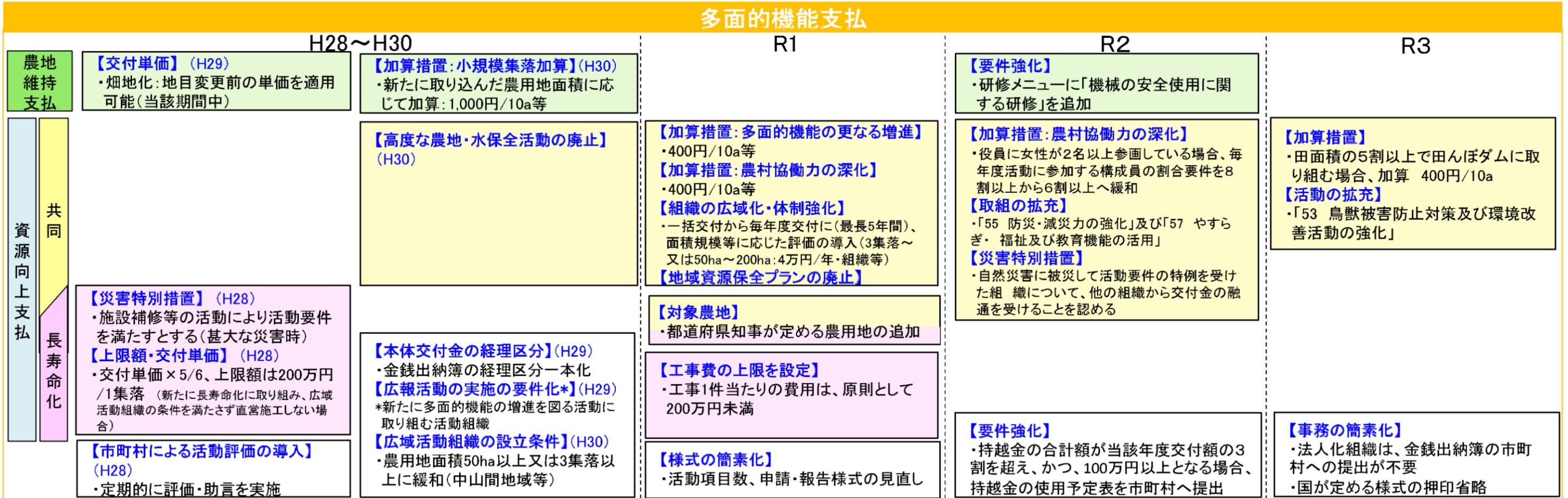
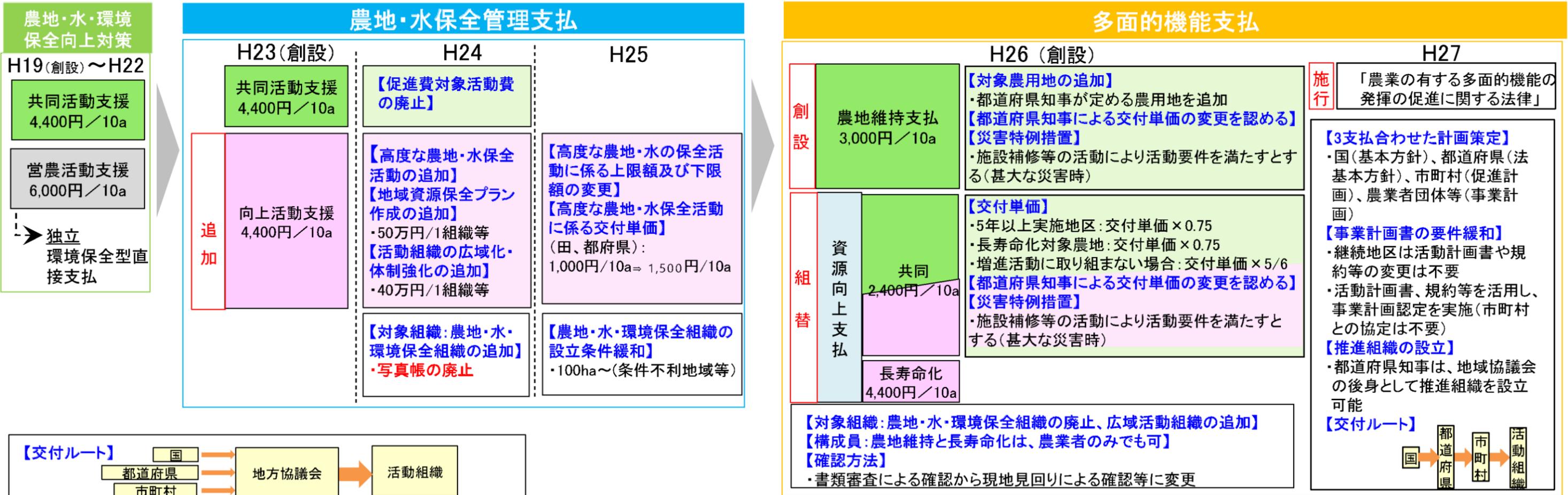
砂利舗装を  
7.5メートル舗装へ

併せて

農地・水保全管理支払推進交付金【非公共】～新規～  
1,046(0)百万円

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な推進

# 3. 多面的機能支払交付金のこれまでの経緯



# 4. 日本型直接支払

【令和4年度予算概算決定額 77,452 (77,202) 百万円】

## ＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

## ＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

## ＜事業の全体像＞

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

### 多面的機能支払 48,702 (48,652) 百万円

#### 農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

#### 支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等

#### 資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援



水路のひび割れ補修



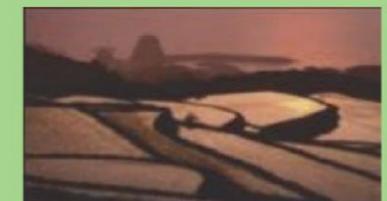
ため池の外来種駆除

#### 支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

### 中山間地域等直接支払 26,100 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域  
(山口県長門市)

### 環境保全型農業直接支払 2,650 (2,450) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロープ



堆肥の施用

# 日本型直接支払うち 多面的機能支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 48,702 (48,652) 百万円】

## <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

## <事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

#### ① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

#### ② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

※「広報活動・農的関係人口の拡大」の中で「地域外からの呼び込み活動」も対応可

#### 交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	㊦農地維持支払	㊧資源向上支払 (共同)※1	㊨資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	㊦農地維持支払	㊧資源向上支払 (共同)※1	㊨資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：㊦、㊨の資源向上支払は、㊦の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：㊦、㊧と併せて㊨の長寿命化に取り組む場合は、㊧に75%単価を適用
- ※3：㊨の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,652 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。また、本交付金の効果や取組状況等の調査を実施します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

### 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（㊦及び㊨は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

#### 【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田 400 畑 240 草地 40	田 320 畑 80 草地 20
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田 400 畑 600 草地 80	田 320 畑 300 草地 40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田 400 畑 600 草地 80	田 320 畑 300 草地 40
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田 1,000 畑 600 草地 80	田 700 畑 300 草地 40

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援 広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上	3	6万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課

【令和4年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

< 対策の概要 >

中山間地域等において、傾斜を正すことにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

< 事業目標 >

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万 haの減少を防止 [令和6年度まで]

< 事業の内容 >

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,900) 百万円

① 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理①していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

令和4年度の拡充事項

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地を対象に、「超急傾斜地棚田加算」を新設。

※ 下線部は拡充事項

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (200) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

【対象地域】中山間地域等 (地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10aあたり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上) の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) の保全や有効活用を支援	
<b>集落協定広域化加算</b> 【上限額: 200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
<b>集落機能強化加算</b> 【上限額: 200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
<b>生産性向上加算</b> 【上限額: 200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課

# (参考) これまでの農林水産政策改革

○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月決定)に基づき、これまで農林水産分野全般にわたる政策改革を実行。これにより、**産業政策と地域政策を車の両輪とする農林水産政策改革を推進**し、若者が夢や希望を持てる「**強い農林水産業**」と「**美しく活力ある農山漁村**」を実現。

## 産業政策：農業の成長産業化

### ○農地バンクによる農地の集積・集約化

担い手の利用面積のシェア 48.7% (2013) → 58.0% (2020)

### ○農林水産物・食品の輸出促進

輸出額はここ8年で倍増  
4,497億円 (2012) → 9,217億円※ (2020)  
※少額貨物を除く。

### ○米政策の見直し

### ○農協改革

### ○生産資材及び農産物流通・加工の構造改革

農業資材価格や流通コストの引下げを推進。

### ○スマート農業の推進

「農業新技術の現場実装推進プログラム」(令和元年6月策定)に基づき、スマート農業の開発から普及までの取組を推進。

## 地域政策：美しく活力ある農村の実現

### ○日本型直接支払制度の創設

農業・農村の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同活動等を支援。

### ○ジビエ利用の推進

ジビエ利用量 1,283t (2016) → 1,810t (2020)

### ○農泊の推進

平成29年度から令和2年12月末までに累計554地域を採択。

### ○農福連携の推進

農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し社会参画を実現。

## 車の両輪

## 「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現

### ○森林・林業政策改革

森林経営管理制度と国有林の樹木採取権制度による意欲と能力のある経営体への集積・集約化を推進。その中核となる森林組合の経営基盤を強化。

### ○水産政策改革

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指す改正漁業法が、令和2年12月に施行。